

## 特殊勤務手当支給条例改正概要

### 1 改正の背景

公立芽室病院において、療養型病棟を運用するにあたり、夜間勤務体制強化のため、介護職員の深夜勤務に対する特殊勤務手当を規定しようとするもの。

### 2 新たな特殊勤務手当の設定

#### ① 対 象

公立芽室病院に勤務する介護職員

#### ② 手当の名称

夜間介護業務手当

#### ③ 手当支給の条件

正規の勤務時間による勤務が深夜において行われる入院患者の介護の業務に従事したときに支給

#### ④ 手当の額

勤務1回につき、6,100円

#### ⑤ 施行日

公布日から施行

### 3 参考資料 特殊勤務手当の現状 (別紙1)

## 特殊勤務手当の現状

| 特殊勤務手当  | 対象職種    | 対象人数 | 算定基準  |
|---------|---------|------|---|
| 伝染病防疫業務 | 医療職     | 106人 | 日額 500円   |
| 放射線業務   | 診療放射線技師 | 4人   | 月額 5,000円   |
| 夜間看護業務  | 看護師     | 71人  | 勤務時間が深夜の全部を含む場合<br>1回 6,800円<br><br>深夜における勤務時間4時間以上<br>1回 3,300円<br><br>深夜における勤務時間2時間以上4時間未満<br>1回 2,900円<br><br>深夜における勤務時間2時間未満<br>1回 2,000円 |

注) 対象人数は、令和2年度当初予算計上人数